

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回20日発行◆

関西労災職業病 8月号

(通巻64号)

関西労働者安全センター

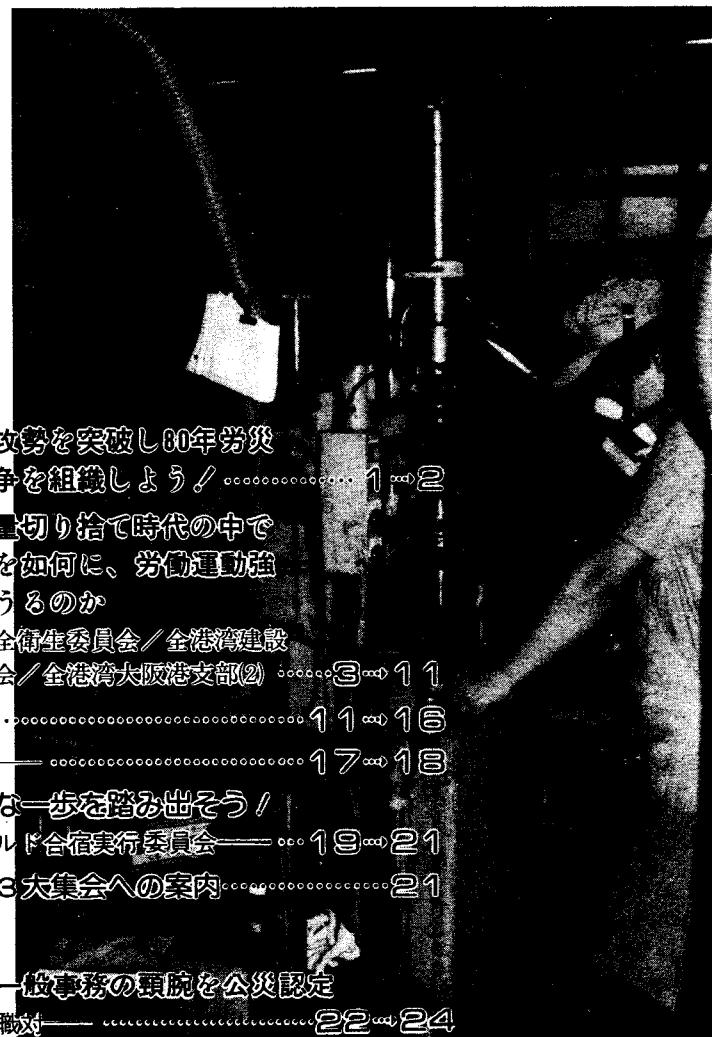
1979.8.20 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

60円

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742



- 主張 労働行政の反動攻勢を突破し80年労災
保険法「改正」闘争を組織しよう！ 1 ... 2
- 展望をさぐる④ 不況—労働者大量切り捨て時代の中で
労災職業病闘争を如何に、労働運動強
化の武器となしうるのか
全港湾大阪支部安全衛生委員会／全港湾建設
支部労災安全委員会／全港湾大阪港支部(2) 3 ... 11
- 前線から(ニュース) 11 ... 16
- 7月の新聞記事から——新聞記事解説—— 17 ... 18
- フィールド合宿の意義を確認し新たな一步を踏み出そう！
——南大阪フィールド合宿実行委員会—— 19 ... 21
- 住友電工の差別賃金を糾弾する9・3大集会への案内 21
- 聞いの中から (その2)
関西で初めて、一般事務の頸腕を公災認定
——京都市役所労職対 22 ... 24
- 会計報告 24

〈表紙写真〉全金マコトロイ支部提供・合金課の作業風景（今月号「前線から」を参照）

主張

労働行政の反動攻勢を突破し '80年労災保険法改正斗争を 組織しよう！

七六年の労災保険法の改悪に伴い
新たな制度として、傷病補償年金制度
が設けられた。この資本一政府の
被災者首切り政策に対し、労働者
・被災者の大衆的な反撃闘争が組織
されることによって、労働省はしぶ
しぶながらも「新しい年金を職場復
帰できる人には適用しない」という
原則を表明せざるを得なかつた。し
かし「新年金への切替えのための調
査」と称して、全国一斉に「届書」
「定期報告書」の提出を強要し、こ
れに協力しない被災者に対して七八
年七月以降、休業補償の差し止め処
分を強行した。そして七九年「定期
報告書」未提出者には五月から重ね
て差し止め処分を行い、労働省はな
りふりかまわぬ强硬措置を現在に至
るまで続いているのである。

これら一連の動き、及び七八年四

月に行われた労基則35条改悪を通じ

る中で、労働省は末端の労基署の行

政的裁量を著しく制限することによ

つて、労働行政を独占資本の意にか

なう方向に一本化、中央集権化しよ
としているのである。

更に労働省は、七六年の労災保険
法の改悪にひき続いて、来年八〇年
に再び労災法改悪を行うことを表明

する。これらの反動攻勢は大阪労基局の
内においても着実に貫徹されつつあ
る。全港湾のいかだ労働者的心筋硬
度死亡の業務外認定。地域合同労組
植田マンガン分会竹森氏のマンガン
中毒認定について守口労基署が行つ
た、交渉経過を無視した局への一方
的なりん伺問題。被災者同盟への九
四五号通達による交渉権の剥奪。そ
の他全金田中機械支部への未払賃金
立替払制度適用の防害。また、人数
・時間・議題など種々の制限を設け
ることによる交渉権の実質的な否定
など。これら一つ一つの事実は労働
省・労基局の一つの意志一労働者・
被災者の抑圧政策を明らかに示して
いる。

労災保険
ウソ

綱が示されることになっている。そして法改悪に向けての地ならしとして、全く根拠のない労災保険財政の赤字キャンペーンを行い、実際には被災者への支払いは以前からはあるかに低下しているにもかかわらず、まるで「被災者への保険金を払いすぎたから赤字になった」とでも言わんばかりの宣伝をくり広げているのである。

闘争の主力と法改正

我々は中央労働省・地方労基局で行われているこれら一連の働きを行なっている。第一には、大阪段階で加えられてきている攻撃を総力を挙げて粉碎することである。機関誌を通じて既に報告したように、全港湾大阪支部の

いかだ労働者の心筋梗塞死亡の労災申請に対し、阿倍野労基署が取った対応はまさに「初めから労災認定するつもりはない」というものであり、また植田マンガンの竹森氏のマングン中毒症について労基局が問題にしている点は、へ理屈かもしくはいいがかりの類以外の何ものでもない。これらは、過去何年かの地道な活動と闘いを通じて築き上げられてきた労働者・被災者の運動に対する、労働行政側からの挑戦であり、我々は働く者の権利を守り、被災者の抹殺を許さない全ての人々の共同闘争によって、これらの問題を全力で勝利に導いていく必要がある。

第二には、八〇年労災保険法改悪に対する闘いである。一步でも労働者・被災者の要求に近い法改正をかちとる闘いを、七六年以降の労災法改悪反対闘争の成果を踏まえて、全国の仲間とともに進めていくことである。労働省は財政赤字のキャンペーンをはることによつて、労働者・被災者の権利を更に奪い取ろうとなつてゐる。

大阪段階での労働行政の個々の反動攻勢を、大衆闘争でうち破るとともに、力を結集して八〇年法「改正」

シリーズ展望をさぐる

不況一労働者大量切り捨て時代の中で、
労災職業病斗争を如何に、労働運動強化の武器となしうるのか！（そのIV）

『少ニ争の前進で資本権力に打ち勝つ階級的団結を創ろう』

全港湾工取扱部安衛委員会事務局

＝港湾における

労災職業病

『発生の構造』

た貨物の輸出においても全てが港湾を通過するのであるから、日本国内に発生する労災職業病の大半が港湾に発生するのである。

一九六〇年代初期までは港湾荷役は「唯人力」人の力で貨物を動かせてきた事が現在の港湾における職業病（港湾病）を発生させている最大の原因となってきたのである。

どのような事情であったかを古参

その事は毎日の如く扱う貨物が変る事によって荷役方法が変化する事、その中には有毒貨物、粉じんの発生する貨物、角、丸、長大物、重量物、袋物と数えあければきりがない程の形、内容である。

それもそのはず、日本の重化学工業を中心とする高度な経済成長のための資源の輸入があり、その貨物の全てが港湾を通過し、又、製品化し

労働省通達（一九七〇年・一人前の男子労働者にあっても最大五五キロの荷役を行なつてきた。

3

運動機能に重大な支障を与えるので二人以上でかつがせる事)に示されている事が医学的にも立証されず、肩作業では一〇〇キロ位の物をかけなければ一人前でなく、力作業でも一〇〇キロと一五〇キロ位の物を動かせなければ「一人前でない」

「ケツワリ」だとラク印を押され、賃金についても〇・何人歩と一人前の額が支払われなかつた。

又、労働者が無知な事をよいことにして、セメント、石炭の粉じんは身体に良いのだと偽って撤物を荷役させたのであり、鉄鉱石、石綿についても同様の考え方であつた。

労働者は毎日のように変化する貨物の有毒性、粉じんの恐しさなど知るよしもなく、逆に薬になるとだまされてきたのである。

そのため労働者は身体に変調があらわれても倒れるまで働き、倒れれば私病として扱われ退職せざるを得ず「自分の身体が一人前でなかつた」とあきらめていたのである。

又、港は貨物を風雨にさらさない

ための倉庫等はあるが労働者の休憩所はなかつたのであり、馬車が貨物輸送の手段として使われていたころは馬の飲む水飲場は設置されていた

が労働者の水を飲む設備は皆無であつたし、手洗所もなかつた状況が最近まで続いていたのである。

最近でも貨物を動かす、預かる設備には資本を投下するが、労働者の安全衛生に関しては労働者の要求にもかかわらず資本を投下する事はないのである。(この事は港湾に限ったことではないであろう)

このように数々の安全衛生を無視する事が港湾労働者の健康を破壊してきたのであり、それに加えて労働者の団結を破壊してきたのは悪名高い港の暴力支配であった。

日本の資本、政府、権力が高度経済成長をしゃにむに押し進めるために、このような労働者を牛馬以下に扱うことと賞賛し、協力してきた事が労働組合の存在すら否定することとなつて「タコ部屋」の名で労働者

に最も一般的にもきらわれた雇用関係が

まかり通つたのであり、この事が港湾病といわれる不治の全身的疾患が存在する所以である。

『組合独自の』 『設立』

このような状況を変革するため大坂支部(旧沿岸南支部)では「労働者のケガや病気は仕事が原因である」ことを確認して、元カネカ分会の林通夫氏が献身的な努力を行い、一九七〇年十一月に組合独自の安全衛生委員会を組織した。

安全衛生委員会が組合独自で組織され活動を行い大きな成果をあげているのは、当初企業に要求する時点及び交渉の段階で一、各職場への自由な立入り二、危険と認定できれば作業を中止させる権限等を労使同数の安全衛生委員会で行うことと強く要求した結果、企業間の面子から組合独自で実施することになった。

安全衛生委員会は組織され、安全パトロールを開始し「安全帽をかぶれ、安全ぐつをはけ」の程度の安全運動であったが大衆からの要求は「ワシ等のケガや病気は安全帽や安全ぐつでは防げないし治らないからなんとかせんか」との身体から出でくる切実なものがあった。

この時に労働災害に対する労災保

険法に定める以外の企業補償を要求して、額は低かったが補償を勝ち取り、休業補償についても賃金の一〇〇%補償を勝ち取ったのである。

安全衛生委員会は組織され、補償の上積みを勝ち取った事によって、その上にあぐらをかく者やいくら指導しても安全作業を実施しない労働者が存在することが確認されたことから安全衛生委員会の基本方針が要求された。

そのため、①安全斗争は経済斗争以前の命と健康を守る重要な斗いである。②自分の命と健康は自分が斗って守らなければだれも守ってくれない。③從って安全衛生斗争を階級

思想の向上の斗いにしようとの方針を定め、各職場の学習活動を開始した。

関西労働者「安全センターの設立と労災斗争の大戦」

職場での学習活動、安全衛生活動が活発になるにつれて地域の安全衛生を斗う労働組合、民主団体との共斗の中で南大阪労災職業病対策会議の設置を斗い取ったのであった。

ところが、労働組合のみの安全衛生斗争は単に現象面からの関係となる事や安全帽、安全ぐつ、ワイヤー

の設置を斗い取ったのであった。この批判が組合幹部から出たことは、労働組合が単に賃上げや一時金、労働時間の短縮を斗っていれば良いとの思想からきたものであり、労働者大衆が過去の錢とり斗争に終始してきたことを批判されることが、労働組合の幹部としての指導を問われることにあった。

そのため、労災職業病斗争は先鋭化せざるを得ず、斗う者と斗わない者が区別され、斗った者のみが知る斗いとなり、現在でもその差は残つてゐるが大衆化、平準化しようとの斗争に絶えず努力している。過去、労災職業病斗争をはじめて斗つてきくなり、京大阪大労職研の医者グルーブ、法学者グループ、科学者グル

ープや各地方で労災職業病を斗つているグループとの交流、共斗の中から、一九七二年九月に京都大学において関西労働者安全センターの設立を斗い取つたのであった。

ており、今後もあらゆる困難な斗いを乗り切るであろう。

一部では批判のある労災職業病斗争の第一弾として、一九七四年、全組合員の腰痛症の一斉検診を実施したのであるが、その結果は重症か軽症かは別にして、全ての労働者が被災していると言つても過言でない結果が判明し、安全衛生委員会は治療の方法の指導もなく大衆に結果を報告することはできないために結果の報告を行わなかつた。そのため支部内部に安全衛生委員会に対する不信を生む結果ともなつた。

初期の斗いが不成功に終つたが、上組分会のシリコンマンガン、その他粉じんによるじん肺の斗い、日本塩回送分会の會不全の斗い、大商通運分会のフォークリフトの腰痛の斗い、大阪米穀運送分会の肩、カキ荷役による肩、腰、ひざ、内臓の全身病の斗い、神崎港運分会の原因不明死の斗い等を行い労災認定を斗い取る成果を上げた。

権利の上のあじらわき を批判し

この斗いの中で自分達の医療機関の設置が計画されていゝた。

大病院に行けば、日時設定に時間がかかり、行つても時間待ちが多く結果の報告に時間がかかり、労基署斗争にも支障があるので、いつでもどこでもまことにあう診療と結果報告と斗いへの参加ができる医療機関として、地域の斗う仲間や専門家の努力により「南大阪労働者診療所」の開設を一九七六年八月に斗い取つたのであった。

その後の斗いは関西労働者安全センターも含めて、斗うトリテの構築に成功したことが大きな支えとなつて全港湾関西地方労災職業病対策委員会を始め中央本部労災職業病対策委員会の設置にまで拡大した。



このような斗いの裏では、斗い取つた権利の上にあぐらをかく労働者や患者となつてしまふ労働者もいることが不團結の要因となり、安全衛生斗争の足をひっぱっている部分も数多くあるのであるから、このことの克服なくして安全衛生斗争は成功したとはいえないことをも方針の一として、今後も安全衛生斗争を階級斗争の斗いと位置づけて、組織内における社会主義競争と資本、権力に打ち勝つ団結を創りあけるために斗い抜く決意である。（つづく）

下請労働者の 団結権拡大の中に

全港湾建設労働者組合全般委員会

建設支部は、労災職業病についての知識と体験が少ないので、経験豊富な諸先輩に教授いただくことばかりです。そこで、支部の労災安全委員会で少しつつ話し合っていることを述べたいと思います。参考になれば幸いです。

下請労働者ば 全港湾の旗の下に

建設・土木の業種は、きわめて港湾に類似しており、波動性を含みながらその国策依存と保護政策には歴史があり、戦略的であり計画的なものがあります。

全港湾関西地本がその戦闘的実践を通じて、目的的に建設労働者の組織化を決定し、一〇年を経た今日、組織化を決定し、一〇年を経た今日、社会的に認められようとしているの芽芽ながらその組織性と信頼性がはきわめて当然のことです。

かなり長い時期、建設関連の中小下請の労働者が未組織下にあった情況を考えれば、画期的なことであるうと思います。建設産業は、日本国の基幹産業の一つであり、日本の景気刺激の最先峰を歩みながら、かつまた労災事故の最大多発業種としてあります。今まで、この重層下請制度にくらいつくことができなかつたのであります。

セネコン（大手建設業）での企業

一〇年前、全港湾の必要性から生まれた建設支部は、西成釜ヶ崎日雇労働者の要求性と合致し、それまで土木、下請・日雇労働者の境遇を交

下請労働者の 特性

下請労働者は、自らの境遇と地位をはっきりと自覚しています。下請労働者は、本工になろうという幻想

は持っていないません。そのような境遇になる時代は、世の中がはっきり交っているときでもあるでしょう。

中小下請企業では、労働者は個別資本と顔つきあわして労働をしてい

ます。そのような中では、労働者一人一人の位置が大企業に較べて大きな比重を占めています。ですから、おのずと職場において、労働者の生産活動上の地位は高く、同時に責任が重くなっています。

この様に、中小下請企業における労働者の活躍には、個別資本と言えども介入できないところがあります。

下請労働者の強みは、人間が本来持ち得ている全ゆる可能性(総合性)を發揮して、企業活動の全ゆる分野に進駐し、具体的実践をしていることです。

しかし労働者の総合性を高めるにも指導が必要ですし、労働組合を通じて組織性を持たせ、計画的に時間をかけて闘うことがなければ、個別資本の抑圧と榨取に負かされてしまします。

今日、労働組合の闘争課題は、職場の中に、また組合員とその家族の中に数多くありながら、なかなか取

つは、全て下請労働者の団結権確立の闘いであり、団結権拡大の闘いであります。

労災闘争もその一つであり、西成・治水・東建設・名村・丸全河本等の数少ない経験ながらも、全港湾の諸先輩の指導をおさぎながら、手さぐりで闘ってきました。

労災闘争に限らず、職場闘争、主体である労働者の積極性と不退転の決意を固めた闘いは、決して敗れることはないと思います。労働者一人を日ごろからどれだけ鍛えきり、どれだけ組織的に固めており、思想意識を深めているかが重要ではないかと思います。

反合・労災闘争等の具体的実践は、意識と計画目標の発現であり、結果でありますから、職場における対人活動一オルグ活動が大切になってきます。

労働組合が自主性を生命とする團決体であるなら、労働者の一人とて

り組みが弱く個人的に処理されてきているようです。労災闘争で、被災者とその家族を含む「家庭」の団結維持は、容易な課題ではなく、難しいが解決できないことではありません。

我々は少ない経験ながら、「家庭」——団結体の指導者である組合員の主体強化が、労災闘争には欠かせないと思います。

怒りを 組織せよ!

この言葉は、西成分会のパンフのタイトルですが、正しく労働組合は労働者の怒りを組織しなければならないと思います。

労働者が苦痛だと感ずる一切のことは、この資本主義体制の中では、全て資本一権力の攻撃であると断言できます。

団結権拡大を めざして

苦痛と感ずる一切抑圧一反合・労災と闘うことが当面する具体的課題で、もあろうと思ひます。

どんな小さな怒り（自主権侵犯）をもみのがさず組織せよ！これが労

働組合の任務のはじまりであらうし、労働者一人の命を大事にする思想が大切であります。

（以上）

登録曰く臺灣労働者の鬱い

今月巷湾大正陽巷大正部

(2)

前号で大まかな港湾の歴史と合理化の実態を述べましたので、今号では労災職業病の問題を中心とします。

身近な危険から
「歩一歩」
古見賀

「綿で死んだ」「タコで足を折つた」「サソリに刺された」「ヘビにかまれた」これらはこれまでに實際

あるのが実情です。

本船はまだしもはしけなど逃げ場がないのが実情です。

「綿で死んだ」「タコで足を折つた」「サソリに刺された」「ヘビにかまれた」これらはこれまでに實際

なるかもしませんが、零下20～30度

で約30キロのタコはコンクリートブロックと同じです。冷凍荷役は、夏などは温度差が船の内外で七十度になる時があり血液がタガるのではと思えます。現在では一時間交代、一日三時間四十五分ですが、支部組合員三百名中二十名前後がこの仕事に従事しております。最近いっていい仲間が約二十名くらいおり、理由を聞いてみると腰痛が多く、調子のいい時なら少しは辛抱できるが、次に日のことなどを考えるともういたくないというのがほとんどです。

組合では一応の案として一時間交代を四十分に、一日二時間三十分にという要求を出していますが、全国的なかねあいから未だ前進した労働条件獲得に到っておりません。七八春斗では冷凍手当をとりつけましたが今後人員構成、時間を中心に斗をすめていくつもりです。

サソリやヘビは原木（南洋材）荷役の時ありました。原木は雨が降ればすべりやすいし、目方がわかりにくい、ワイヤーロープが切れやすい

危険この上ない荷役です。私達日雇いは、この原木と冷凍はいかなくしてアフレ賃がもらえるようになります。とはいえる、これらの労働はだれかがやる仕事であり、常用日雇いのフクをこえ現場の問題として改善を考えていかねばならないと思いません。

新たな労働環境と職業病

さて最近の問題としては、①職業病、②危険品荷役、③革新船荷役での排気ガス問題があります。

職業病では、腰痛症、側湾症などと同じ肺があります。昔の袋もの荷役は百キロぐらいのものをかつぐとどうしても早く降したいから急ぐ、ところが業者はこれをいいことに、もつとできるやないかと労働強化を強いることになる。我が支部でも相当数の組合員が腰痛を訴えており、

早急に対策を行い、認定斗争などを行っていく必要があると考えています。

又、袋ものをまくり返して荷役をするともうもうたるほこりが出る。例えば、タルク（紙などのつや出し）骨粉（砂糖の精製に使う）、血粉（顔料などに使う）、アスペスト（建材、防火用品）又、植物性のものは、メーズ、大麦、小麦、なたねなどは特にひどいものです。現在一名のじん肺患者がみつかっておりますが、港湾へのじん肺法の適用がないのでこの点は今後の課題です。

危険品荷役は朝鮮船（韓国船）に多いですが、品物の品名、性質、毒性、万一のときの応急処置方法などを職場で労働者に知らせ、労働者もきちんと聞くという方法をとっています。証明がない場合は荷役を拒否してもかまわないということになっております。

昨年、山九運輸で無水マレイン酸の荷役をしましたが現場の責任者が「この前は証明なしでも大丈夫やつ

たやないか」言うので「コラ！ ワシらを何やと思うとんのや」と説明を求めて現場で山ネコストを取り組みました。このようにして少しずつ、現場における業者の石頭を変えるようになります。

船が大型化されるにつれ、荷物も大きくなり、荷役方法も機械化されてしまいました。最近では、本船内にブルドーザー、フォークリフトなどが投入され、荷種のホコリに加えて排気ガスがひどく、それが一つの箱の中でやられてはたまたものではありません。いつか、オレの肺もあるなると思うとソックリしますが、これも船貨の関係や、安全面の対策遅れでこちらとしても、リフトのマフラーをやめて、下より車の上につけよと注文をつけ的程度しかできていません。

老齢を中心とした労働環境

前編

全港湾大阪
支部安全委員会は、去る8月1日から4日にかけて、毎年恒例の各分会職場への安全パトロー

大五

全港灣大阪支船
由全日本一ノ実施

以上、本船荷役を中心に現場の報告をしましたが、安全作業基準を組合が提案できるところまでいっておらず、今後はヤング（人員）構成の明確化や持ちトン数をめぐって、一步一步安全作業へしていかねばと思ひます。そうすることで休業から現場復帰する仲間を迎えやすくした

組合員の平均年齢も五十二才とな
り、年々高齢化し、様々な病症が出
てきております。私たちの基本的な
考えに「労働者に、そもそも私病と
いうものはないのだ」というのがあ
ります。腰痛などは職業病として割
合取り組みやすいのですが、歯と労
働との因果関係などは明らかにされ
ておらず、今後、地域で先進的医療

活動をしておられる松浦診療所などの協力をえて、こうした問題にも積極的にとりくんでいきたいと思います。

(一)

調査に重点を置いたが、今年はこれらを踏まえて、職場での健康管理の実態や、ある。としては分会員の少ない職場においては、安全闘争に対する認識が低い分会が多く、大まかな特色

全港湾大阪 支部安全委員会は、去る8

ルを行なつた。実施にあたっては、支部安全委員約20名で七つの班を編成し、約110人にて重点を置いて安全闘争への取り組みを行なつた。

安全委員会としては、これら の実態を厳しく受け留め、職場での安全問題に対

月1日から4
日にかけて、
毎年恒例の各
分会職場への
安全パトロール

一一〇もある分会職場の調査パトロールの体制をつくった。昨年のパトロールは粉じんを中心とした、職場環境のものとして表現された。各分会での取扱いについては、会の運動の力や、てまちまちであつた。

り組みの実
力、それを分
歴史によつ
り、一つの
することは
する関心を強めるために、
教宣活動を強化し、学習を
深める中で、支部全体とし
て安全闘争への取り組みを
強化していかなければなら

植田マンガン

竹森氏の労災認定問題

8.9 大阪労基局交渉

植田マンガン一竹森さん
のマンガン中毒労災認定問題は、守口署が7月4日付で、大阪労基局へりん伺をしたとして、新たに段階へ突入した。今回のりん伺の特徴は、守口署において当該労組及びこの斗争を支援する人達によって、何度となく積み重ねられてきた交渉の経過を全く無視したものであり、そのやり方も7月13日の交渉を前にして、そこから逃亡するかのように抜き打ち的に行なわれたものであった。そしてりん伺に至るまで、守口署は調査の段階から局との連絡を密にしていたことか

らも明らかなように、今回向が反映されているものと思われる。

このような情況の中で、一刻も早く竹森さんの認定を勝ち取ろうという立場から、この間の事態について局の見解を明らかにすべく、労災課との大衆的な交渉を持った。

先ず、支援する会作製のイルムを上映し、集まつた監督官に対し、マンガン中毒とはどのようなものであるかを具体的に説明した。その後、守口署がりん伺を

上げてきた理由を質していられた。これについては、労災課長より以下2点の説明がなされた。

(1) 認定基準の3年末満の点、(2) 竹森さんが高令

であること、及び動脈硬化症との鑑別の問題、ということ。(1)の3年末満についてはすでに何度も報告しているように、実際の認定例によつて事実上効力を失っているということを認めつつも、典型的なマンガン中毒としてどうであるのかという判断がつかないといふことである。(2)については、交渉に臨んでいた松

浦医師の方より、動脈硬化症だけではパーキンソン症状は起こらないという最近の症例報告を引用しながら

と言えば、全国で最もマンガン中毒についての経験と医学的な見地から、局及び資料を豊富に備えた監督署が問題にしている点については根拠のとほしいもの

たとは思わないし、(もちろん既に論破している訳だが)

認めにとつて重要な問題点は、これら2点は今回のものではない。監督行政の姿勢を徹底的に追及しなければならない。過去4人の

マンガン中毒認定者を出した植田マンガン精練

所の労働環境や、そこで働く

労働者の実態を欄

上げしてのマンガン中毒論争は、前提欠いた机上の議論である。本来ならば、りん伺に至つたこと自体を、

私達は怒りをもつて糾弾しなければならない。守口署

の症例報告を引用しながら

ガントウ中毒についての経験と資料を豊富に備えた監督署

一局へのりん伺という不自然な行動を決定的に裏付け

る事実が明らかになった。それは7月4日にりん伺を

した後に、7日付けて松浦

医師あてに、署の方から竹

森さんの症状についての問

い合せが舞い込んだという

ことである。要するに、守

□署は満足な調査すら行つ

ていいないのである。これに

については労災課長も、「調査不充分」と認めざるを得なかつた。

当然「りん伺差し戻し」

という措置も考えられるが、責任の一端を担つてもらう

といふ提案をした。局側はこのようないいのである。これに

に当るということで、最終的にこの線で行くことを承認して、この日の行動を終えた。

第一回の交渉の中では、

会社の方が、Nさんの死亡について、労働者死傷病報を設定するということを確認して、この日の行動を終えた。

西宮監督署へ提出した。

労災申請は8月2日、被

災労働者同盟の協力も得て

西宮監督署へ提出した。

第一回の交渉の中では、

会社の方が、Nさんの死亡

について、労働者死傷病報

告(労安則)の義務を怠つて

いたことが明らかになつた。

一人の労働者が仕事中に死

亡したというのに、何の報

告もされていないとは、不

可解なことである。先ずは

監督署にこの点を調査させ

ること。当然署の指導責任

は問われてくるだろう。

建築下請労働者の健康管理

理が、どれほど放置されて

いるのかといふことも、徐々に明らかにしていくつもりである。交渉はこれから

11月22日、西宮の建築現場で水道管の配管作業中に突然倒れた。近くの病院に運び込まれたが、数時間後に亡くなつた。脳出血であった。まだ38才の若さであつた。

守□市のNさんは、昨年朝いつものように元気に出勤し仕事中に倒れたー先ずこれが出发点であるー原因は業務にあるといふ立場に立つて、様々な角度から

変わつており、職場の実態がなかなかつかめず、条件は悪かつた。しかし、色々な人の協力を得て、特に、

Nさんが未組織の労働者であつたことや、この職種

労災問題についての学習会や、Nさんの脳出血死をど

守□市Nさんは、昨年11月22日、西宮の建築現場で水道管の配管作業中に突然倒れた。近くの病院に運び込まれたが、数時間後に亡くなつた。脳出血であった。まだ38才の若さであつた。

守□ 地域の人達が支援の大

腰痛、関節痛など 五名の労災を申請

▼全金大阪亞鉛支部▲

八月八日、全金大阪亞鉛支部は組合員の市橋、上之園、浜井、藤川、岡本の各氏の腰痛症、肘関節痛、気管支炎について、西労基署に労災申請を行つた。

これらの労働者はいずれも勤続20年以上というベランの労働者ばかりであり、長期にわたる疲労の蓄積と、とりわけ高度経済成長期には月間八千、一万トンといふ多くのメッキ加工によつて、全社的に昼夜二直勤務、部安全委員会は協鐵輸送分長時間労働という状態が続くことによる疲労が発症の基本的な原因となつてゐる。そして50年4月以降、会社更生法適用下において從来

南大阪

アフターケアの大問題 大阪労基局が認める

全港湾大阪支部協鐵輸送分会

八月八日、全港湾大阪支会の柳井氏は昨年六月に現場

以上の労働条件の悪化の中ではこれらの症状が表面に出でてきたものと支部では分析している。

支部では現在他に、脳卒

中で死亡した高田氏の労災について申請中であるが、その管の組合員のほとんどが腕、肘、肩などに何らかの症状を訴えており、今後職場討議など労働者間での討論を深め、企業再建闘争を強める観点から取り組みを強化していく方向に進んできている。

以上は、近い将来症状固定して、治ゆとなつた後、この定期的な処置が経済的にも相当な負担となるということであるが、労災の療養補償は継続して、治ゆ後アフターケア制度の適用を求めていたものである。

当初局側は「アフターケアについては背筋損傷患者しか認められていないので困難」という見解を示していたが、支部安全委の「労災事故でこんな体になつて、下敷きとなり、全身打撲、骨盤骨折の重症を負つた。は納得がいかない」との粘り強い主張の中で局側も「その後の療養によって体調はかなり回復し、今年に入本省に何とか適用となるよつてからは職場復帰するこ

し、その結果、現行制度に

準じた形でアフターケアの適用を認めるという結論を

得ることができた。

中華人民共和國郵政部

●全金マヨヒロイ工業支部

七月二十七日、全金マコトロイ工業支部は元組合員である故土居原氏が死亡されて以降組合で何回か学習会をもち、また遺族を含め関係者の工場見学などを行う中で、氏の死亡に至った原因についての調査を進めてきた。最終的には支部、遺族、関西労働者安全センターの共同意見書としてこれらをまとめられたが、死の原因については主要に

(3) 他の労働者を上まわる残業・休日出勤 (4) 発作当日、休日出勤でいつもと異なる仕事をしていたことを挙げている。

マコトロイ工業支部では以前にもじん肺一肺ガンで死亡した労働者の労災闘争に取り組んだ経験もあり、今後全金東大阪地協の協力も得ながら、闘いを進めていくことを決意しており、7月27日の労基交渉にもスト権を確立して参加した。

従来から甲
山福祉センタ
ーでは、腰痛
だけでなく頸
肩腕症候群も
多くしております。
その多くが職
業病として労
基署の認定を
得ています。
ところが、西
宮労基署は去
る5月24日、
乱暴にも申請
中の12名全員
群を、業務上
ないという決
た。

頸肩腕症の労災申請 12名全員を収除外 3名が不服申請へ

3名が不服申請へ

兵庫県社会福祉労働組合

よく知っています。ケイワ
ンの業務起因性がはづされ
ることは絶対に容認できま
せん。以上のような点から
兵庫労は行政機関である労
基署の不当な決定を見のが
すことはできません。

今回審査請求をした3名
の職業病り病者はケイワ
ンの申請を却下された一方、
腰痛については審査認定さ
れることはできませんでした。

社会的な疾病であり、職業
病を治し完全補償をかちと

り、撲滅するには、個人的
に対処することでは充分で
はありません。すべての職
業病り病者のみなさん、団
結して共に闘いましょう。

請求をして何か得があると
いうものではありません。

しかし、職業病はもともと
社会的な疾病であり、職業
病を治し完全補償をかちと

重慶の高血圧症があつたに
もかかわらず、会社がそれ
を考慮に入れることなく
勤務についたこと、の大
まかに2点を結論として得
たのである。

8月2日は、今年の6月
に開設された此花労働者セ
ンターに結集する労働者も

るとともに、被災者の立場
を尊重して早期に結論を出
すことを約束した。

業界の業務実態が相当に問
題がある点については認め
た。開所式は約80名の参加
の下盛大のうちに終った。
神奈川の診療所は医療生
協の体制を整えており、県
下でははじめての職場を基
づとした医療生協である。

労働者診療所オープニング 〔8.4 盛大に開所式〕

神奈川

此花労働者センター▲
此花労働者センターに労災申請
タクシー労働者の脳卒中死

大阪堺市にある仲川交通
のタクシー乗務員であった
故三原氏の脳卒中死亡につ
いて、朝鮮総連大阪西支部
及び関西労働者安全センタ
ーは、8月2日堺労基署に
労災申請を行った。

センターは、5月5日の災害
発生後、会社、同僚、病院
などの調査を続けてきたが、
最終的な見解として(1)
労働省の2・9通達基準を
はるかにこえる過重な勤務
状況があったこと、(2)医療
生協と港町診療所の出

発の意義を高らかに確認す
る「開所儀式」が行われ
る予定です。)

朝総連西支部及び安全セ

死亡した79年段階では既に

労基署交渉に参加し、その
数は14名にも上った。労基
署側は業務上外についての

労基署交渉に参加し、その
数は14名にも上った。労基
署側は業務上外についての

労基署交渉に参加し、その
数は14名にも上った。労基
署側は業務上外についての

7月の新聞記事から

「6月の新聞記事から」は
休ませていただきました。

- 7・2 京都スモン訴訟の判決が京都地裁で言い渡され、個人では過去最高の認定額を含む原告側の全面勝訴となつた
- 7・3 豊中市で放置されていたタンク車から、塩素系ガスが噴き出し近くの11世帯、19人が避難した
- 7・4 国鉄は85年度までに七万四千人の職員削減運賃値上げ案も含めた「国鉄再建の基本構想」をまとめた
- 7・5 三菱重工の神戸造船所と関連下請会社でリベット打ち作業に従事していた労働者が、三菱重工本社を相手取り、職業性難聴の損害賠償を求める訴えを起こした
- 7・6 ニューヨークで石綿による内皮ガンにかかった人が「母親とのキスや抱擁によつて石綿の粉末をかぶつたこと」が原因と、母親が生前働いていた石綿工場を告訴
- 7・7 京大原子炉実験所（能取）付近の排水管から放射性元素が検出された問題で、学生・住民が説明会要求の現地集会を行う
- 7・8 関議で原発事故にかかる防災対策の一元化と、緊急時の防災体制について、中央防災対策会議の決定を了承

- 7・13 7・10 7・7 7・5 7・4 7・3 7・2 7・14 7・13
- 林野庁は春闇でストを行つた全林野に対し停職から厳重注意まで、一万二千七百十一人の処分を発表
- 愛媛県南宇和郡で、旧海軍の主力戦闘機「紫電改」の引き揚げ作業の取材中のテレビ会社チャーチセスナ機が墜落、カメラマンら3人が死亡
- 住之江でバキュームカー運転手が廃油をホースでタンクに移す作業中に倒れ、廃油をあげて意識不明となり死亡
- 原子力発電所の使用済み燃料を日本独自の技術で再処理するための、再処理会社設立準備委員会が発足
- 関電労組定期大会で、原発勤務者の六割が配転を希望しており、労働条件が過酷であるとの報告があった
- 東海村原発「東海二号炉」で、一次冷却水の蒸気が漏れ運転を停止
- スモン問題が全面解決に向けて前進。「スマモンの会全国連絡協議会」と厚生省の直接交渉が基本的合意に達し、ス全協、国、被告製薬三社との間で調印
- 会社更生中の中堅造船会社臼杵鉄工所（大分市）は、佐伯工場の従業員二百三十九名八十名に指名解雇を通告。全造船佐伯分会は身分保全の仮処分申請などで闘争を準備

40超えればはじ過ぎる

心臓病死で 東京高裁判決

オールを纏めの事無く立派な人間、
へて現れた横濱の黒船。
「お送りの御用がまだ」といふ
連絡が来たので、心細いのを
分ふ不思議とし、しかも彼の姿
をしたるにしたがう事無く、
また、横濱駿河守屋（駿河守）
は九日、横濱との因縁
を絶ち、駿河の手を差し取
た「駿河守を解雇」、あるいは横
濱の余命の短い事を知り、
身を引いた。心細いと横濱
駿河守（よねだ）と並んでの横
濱が居るので、立派な人間では
ある。しかし、それは横濱市平
野、故横濱五島さん（横濱四五）
の事だ。

横濱さんは、四十年八月、埼玉
県入田市にある明治銀行（金社
京支店）に入社。総チエック
出来上り立たんの仕事の難題
に頭を悩めた。半導体なる言葉
大変さの「オールを纏め」難題で、
一年ほどもたたぬと四十二年六月
が、難題にひじりて立派な人に
なり、就業を記念されたが
やの御用を立派に

その日の東洋社へ、「あ、オール
を纏めの事無く立派な人間、
へて現れた横濱の黒船」といふ
連絡が来たので、心細いのを
分ふ不思議とし、しかも彼の姿
をしたるにしたがう事無く、
また、横濱駿河守屋（駿河守）
は九日、横濱との因縁
を絶ち、駿河の手を差し取
た「駿河守を解雇」、あるいは横
濱の余命の短い事を知り、
身を引いた。心細いと横濱
駿河守（よねだ）と並んでの横
濱が居るので、立派な人間では
ある。しかし、それは横濱市平
野、故横濱五島さん（横濱四五）
の事だ。

横濱さんは、四十年八月、埼玉
県入田市にある明治銀行（金社
京支店）に入社。総チエック
出来上り立たんの仕事の難題
に頭を悩めた。半導体なる言葉
大変さの「オールを纏め」難題で、
一年ほどもたたぬと四十二年六月
が、難題にひじりて立派な人に
なり、就業を記念されたが
やの御用を立派に

7月10日付
(朝日新聞)

解說

脳卒中・心臓病死などについての労働省の労災認定基準（基発一一六号・昭和36年）は、災害発生前に突然死したことあるいは極度の（異常に近い）労働強化がなければ認定しないという仕組になっている。つまり災害性、あるいはそれに近いものだけを例外的に労災として認めるという立場である。

しかしこの基準が不当に労災の枠を狭くしており、実情に合わないものであることはこれまで幾度となく指摘されてきており、また末端の労基署において基準をこえた認定例も増えてきているのが現状である。

これらの状況の中で、東京高裁が今回のような判決を出したことは、非

常に意義の大きいものである。判決全文がないので不明な点もあるが、第一に企業が健康管理責任を果していないことを労災の要因として明確にしたこと、第二に蓄積疲労について正当に評価したこと、第三に労働過重性を形式的にではなく実質的に判断したこと（無意味な比較をせず40才で高血圧の労働者にとって夜勤は悪いというように判断している）。これらの点は大きな前進であろう。労規則35条の改悪によつて認定枠を狭めようとしている労働省への斗いにとって、今後大いに活用すべき判決であると思われる。

フィールド合宿の意義を認識し 新たな段階への一步を踏みだそう！

南大阪労働フィールド合宿実行委員会

七九年度の南大阪労働フィールド合宿は、七月二五日から二九日の間に、五十数名の参加を得て無事終了することができました。「無事」と「にか」というのがより事実に近い「にか」、「にか」というのがより事実に近い

だらうと思います。毎回大なり小なりの失敗はしております、労組の皆さんには迷惑をかけてばかりです。合宿実行委にしても経験不足からくる「今なら許せる」程度のものなら納得もでき、「今度こそは」と決意も新たにすることができるのですが、今回

は、昨年の顔触れとほとんど変わらず、新米ばかりで構成した昨年のような緊張感とは違った、ある意味での余裕すら感じられましたが、結果的にはかえって細い詰めができていなかつたり、情けない話ばかり目につきました。

細々とした反省点は、別な機会に譲るとして、今回のフィールド合宿で最も活発に議論がなされた点に触れながら、中間的な問題提起の場にして行きたいと思います。

労働現場に全く素人の学生が見学に来る（実際に仕事の手伝いをしたとしても）ということは、ちょっと考えてみればわかりますが、受け入

合宿参加の
努力勢を
問い合わせ直そう

フィールド合宿は今回で六度目を迎えるました。問題意識とその対象化の方法は一步一歩前進しているに違いないと思っていますが、更なる意識性が問われていると言えます。確かに、「おまえら何しに来た」「おまえらから得るものは何もないぞ」という、労働者からの挑発的な提起はショッキングなものでした。しかし、これは、言うか言わなかの違いだけで、労働者の持つ感情としては当たり前のこととも言えるのです。ですからこの問題提起は、次のことを考えれば極めて積極的なものを含んでいると思います。

れる側にしてみれば「大変邪魔」なことてあります。にもかかわらず学生の方は、毎年お願いしているのだから今年も大丈夫だろうと思い、ついには、受け入れてもらることは当然のこと、となってしまっているのではないでしょか。これは戒めなければなりません。

確かに私たちは歴史の一時代を生きています。実際に自分で体験したことだけでなく、先達の創り上げた成果の上に立って自らの出発点・方向性を摸索しています。運動は継承すべきものです。ですから、後に続く私たちが、安全センターや診療所（労職研）の活動によって作られてきた労組との信頼関係に依って、労働フィールド合宿を計画し、実施するのは運動全体にとってはプラスであって、現在向かっている批判は、今参加せんとしている学生の開拓したものでないから「取り組みが無責任になっている」という種のものではないと思います。

問題は、現在の私たちが、この成

果をどういう立場でくみとつて行くのかということでしょう。自己」を鍛えあけると同時に、労組との間にも緊密な関係を作っていく真しな努力が要求されています。そういう意味では、私たちはまだまだ甘かったということが言えます。「労働者の闘いに学ぶ」というスローガンは、一つ間違えば「学ぶ」という受け身の姿勢を正当化することにもなりかねません。ですから「学ぶ」運動について過大な評価せずべきではないと思いません。（もちろんこれは、このよな「運動論」を批判したわけではありません。）

から、「学ぶ」ことを否定するのではありません。むしろ「学ぶ」ことは非常に大切なことですから、これからもどんどん色々なところへ入って行くべきだと思っています。）

学生の闘いの中に フィールド合宿を 位置付けてよう!!

また、労働フィールドが、医学生一医者と労働運動との関係という見方が強く、受け入れ労組にとつても「この人達は将来お医者さんになる人達」という目でしか見ない（フィールド合宿の歴史から見れば無理もないのですが）傾向を残しております。現在フィールド合宿は、医学生に限らず、他学部の学生も混えて、また労災職業病問題にこだわらず労働運動全体との関係の中に位置付けられています。更に運動としての側面が強調されてきています。この点についてもう少し説明を加えれば、フィールド合宿といふ枠を越えた、日常的な労働者・学生の交流、共同闘争が準備され、実現されていかなければならないと

いうことです。

労働フィールド合宿という一つのイベントの中で全てを見ようとするのは、あまりにも狭い考えです。そうではなくて、労災職業病闘争も含めて、労働運動と学生運動、更には

労働者階級全体の闘いの中で、労働ファイールドがどのような役割を果しているのか、また果すことができるのか、ということを考える必要があるでしょう。

今年も報告のパンフレットを作製する準備を進めています。色々な人の意見を集中し、討論を深め、次の一歩に備えなければなりません。

事務局の不手際でスッコケながら始まつた合宿も、後半の全金田中機械支部での総括討論、岩井会、安全センターの参加をえての座談会と熱が入り、最後の大坂亞鉛橋井委員長の講演、加えて、田中機械支部大和田委員長のアピールと、合宿の最後を飾るにふさわしい盛り上りでした。

お世話になつた全ての皆さんに、重ねて御礼を申し上げて、報告を終えたいと思います。



住友電工の差別賃金を

糾弾するなり。3大集会

一 地労委闘争2周年・集会参加のお願い
「77年9月3日、住友電工の活動家6名による「賃金差別撤廃・不当労働行為救済申請」が大阪地方労働委員会に提出され、闘いがはじまつて、丸二年が来ようとしています。

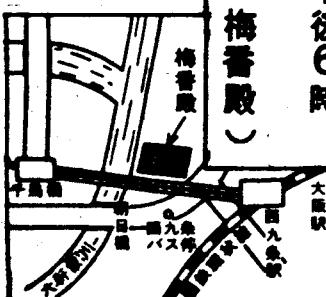
住友電工差別賃金撤廃の闘いは、一切の活動家を企業から締めだし、より大きな利潤の追求をはかるうとする住友資本の悪らつきわまる労務政策に、ストップをかける闘いであります。労働者の権利を奪い、人権までも踏みにじる反動労政を糾弾し、地労委闘争の勝利を目指す9・3大集会に対し、すべての労働者の問題としてご参加頂きますよう、心からお願いする次第です。

とき 79年9月3日(月)

午後6時

ところ 此花会館(梅香殿)

住友電工差別賃金撤廃を闘う
労働者を支援する会



東西で初めて

(その2)

一般事務の負担を公災認定

● 京都市役所労災職業病対策会議 ●

原因・責任が当局にあるのは明らかで、今回の認定によりそのことが公的に認められたのですが、発病後、または認定後の当局の対応にも疑問をもたざるを得ません。

最も残念なことは、発症の初期の段階で北小路さんが充分に療養、休養をとることができず、病状をどんどん悪化させてしまったことです。

当局はなるほど、一時間ほどの時間

こうした人員不足による労働過重、これが今回の職業病の最も大きな原因です。

市当局の 責任は何か

それでは、今回認定された職業病の原因をもう一度整理し、当局の責任は何か、今後何が必要なのか、について検討してみましょう。

今回の職業病の原因是明白です。まず、区役所職場での深刻な人員不足の問題です。税務職場では、件数は増加の一途をたどっているのに、税務職員数は減らされてきています。

このように、今回の職業病発生の

そして無視することができないのは、機械化の問題です。当局の資料では、「計算センターの機械日程にあわせて事務を処理しなければならないために、かえって労働過重になる」と指摘しているぐらいですし、について検討してみましょう。

機械化によって仕事内容がますます無味乾燥なものとなり、エラーチックなど気疲れの多い仕事になってしまっているのも、職業病の発生に大きな影響を与えています。

このように、今回の職業病発生の原因について、公務災害と思考されますので、よろしく」という主旨の要望書がやつと提出されました。それも主税長

名にとどまりました。

認定後も今に至るまで、当局は北

小路さんに何のおわびの言葉も、自らの責任を認める発言もしていません。五年間の長い苦しみの後、今回やっと認定されたというものの、いつになつたら元どおりの元気な身体に戻るのかすら分からぬ北小路さんの怒りと悲しみを、当局はいったい何と考えているのでしょうか。当局はまず、彼女の前にとんでも手をついて謝るべきでしょう。

そして、今回の申請は北小路さん一人だったとはいえ、これはあくまでも氷山の一角、職場には多くの被災者がケイワニに苦しんでいます。北小路さんの職業病が認定になったというのも、こうした現実があったことなのです。今回の認定という深刻な事態をふまえて、当局がしなければならないことは、事務職場でも全員の一斉検診を行い、少しでも異常のある人を早く見つけだして、充分な療養を保証することでしょう。

先々月六月一九日の北清掃工場の

としてなによりも人員不足を解消することなくしては、これからも被災者があります。

自治体における労災闘争の交流を

我々は一年前の労災保険法の改悪に対する抗議行動をきっかけにして、パンチ室や建設局、君らの労災闘争などの経験をもちよって、被災者自身が軸となり、京都市役所労災職業病対策会議（準）を結成し、現在まで様々な運動を続けてきました。被

災者自身が闘いの中で、自らの身体を治していくのだということを運動の基本にし、労災学習会、基金や監督署との交渉、民間労働者との交流などをつみかさね、今までに数多くの被災者の認定、療養、補償などの相談を受けてきました。こうした経験の上に、今回の関西で初めてといふ画期的な職業病認定をかちとるこ

二名の死亡事件は、我々の記憶に生しい悲しい事件ですが、京都市役所は指定都市の中でも、ずばぬけて高い労災発生率となっています。職場の安全対策も充分でないし、労災被災者に対しても市当局は無責任な対応を続けています。

我々が相談を受け、解決したものの中でも、まだ身体が良くならず、健保で療養は続けなさいと言いながらも、補償は打ち切るというふざけた話や、労災休業中に、クビを切るそ、いやなら出てこい、という労基法すら無視したオドシをするなど（退職勧奨により、実際に辞めさせられた人もいます）、京都市当局のやり方はあまりです。

職場の組合員が、合理化などに対

して闘わなければ、労災職業病はあいつぐし、一度労災被災者にさせられても、被災者自身が闘わなければ充分に身体を治すこともできない——これがこの二年間の運動の中での教訓です。

最後に、北小路さんの認定闘争の中で痛感したのは、自治体労働者の労災闘争へのとりくみの遅れです。当面、安全センターを軸とした自治体労働者の労災闘争の経験交流、情報交換の場をつくりあげることが必要となっているのではないでしょか。

七月一八日

(文責——北上田)

△7月分会計報告

収入

会員費	246800
機関誌	92517
カンパ	399831 ①
パンフ	2000
資料	7590
計	748738

7月分收支 -374040

生月からの
くりこし 792154

8月への
くりこし 418114

支出

事務費	113383	②
機関誌	54410	③
活動費	215630	④
郵送費	39355	⑤
人件費	7000000	⑥
計	1122778	

(註)

① 斗争勝利記念カンパ 7万円
夏季カンパとして 191711 円
あと 定期カンパ、学習会講師料等

② 6・7月分部屋代・英益費・水道代、
6月分ガス代、7月分電気代・新聞代等

③ 62号印刷代

④ 南大阪事務所・此花センター・7・8月分分担金
6・7月分電話代、5月分社保料
資料購入費、事務局員運動・活動交通費

⑤ 切手・振替子数料

⑥ 7月分人件費(アルバイトを含む5人分)
事務局員夏季一時金

昭和50年10月29日 第二種郵便物認可

「関西労災職業病」

8月号（通巻64号）

昭和54年8月20日発行

（毎月一回20日発行）

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28